コメント

点線枠：再編上の規定の条件

韮崎市自主防災組織再編に関する新規定

韮崎市■■■区自主防災会設置要綱(案)

(目的)

第1条　住民の隣保協同の精神に基づく自主的な自助活動・共助活動を行うことにより、起こりうる災害や事故(以下「想定事態」という。)による、被害の防止及び軽減を図ること(以下、「減災」という。)を目的に、■■■区自主防災会(以下「本会」という。)を設置する。

(事務局)

第2条　本会の事務局は、■■■公民館に置く。

(事業)

第3条　本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）区民の、家庭や地区の減災に関する知識の習得。

（２）各家庭における減災力向上への自主的な取り組み。

（３）地区における減災力向上への自主的な取り組み。

①　起こりうる想定事態の予防に関する整備の実施。

②　起こりうる想定事態の予防に関する訓練の計画と実施。

条件１：役員には、市公式認定の地域減災リーダーを１名以上置く。

③　災害の発生直後からの対応に関すること。

④　公的機関の防災政策に準じた取り組み。

⑤　その他、本会の目的を達成するために必要な事項。

(会員)

第4条　本会は、地区内の全世帯をもって構成する。

(役員)

第5条　本会に次の役員を置き、会長、副会長で1名数以上を韮崎市が公式認定した地域減災リーダーで占める。

（１）　会　長　１人

条件２：組織の専門性と持続性を考え、原則５年とする。あくまでも原則。地区判断で５年未満でもかまわない。

（２）　副会長　１人以上

（３）　監査役　２人

　２　役員は、会員の互選による。

　３　役員の任期は原則５年とする。但し、再任することができる。

（役員の任務）

第６条　会長は、本会を代表して会務を総括し、平時の整備や訓練を計画して実施するとともに、発災直前、発災時における応急活動の指揮命令を担う。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を担う。

３　会長は、本部に防災班として次の機能班を設置し、消防団員の協力を得て、平時の整備や訓練を行う。また、発災直前・発災後における避難行動、指定避難所の開設及び運営にあたる。

防災班

条件３：来ていないに機能班を明記する。

〇本部班は本会役員が務める。

〇構成班「避難生活」では左記の７機能班が必須となる。そこで平時に機能班別の訓練を行い、いざという時には避難者の共同で班構成を行う。

〇班長の設置は任意。人的余裕がある地区は設置。

〇各班の役割の詳細は、３ページを参照。

①本部班

②施設管理班

③被災者管理班

④情報班

⑤救護衛生班

⑥保安警備班

⑦食料物資班

４　監査役は、会の会計を監査する。

（会議）  
第7条　本会は、総会及び役員会を開催する。

（総会）

第8条　総会は、全会員をもって構成する。

２　総会は、毎年1回開催する。ただし特に必要のあるときは、臨時に開催することができる。

３　総会は、会長が招集する。

４　総会は次の事項を審議する。

（１）規約の改正に関すること。

（２）事業計画に関すること。

（３）予算及び決算に関すること。

（４）その他、総会が特に必要と認めたこと。

５　総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

（役員会）

第9条　役員会は、会長・副会長によって構成する。

２　役員会は、次の事項を審議し実施する。

（１）総会に提出すべき案件。

（２）総会より委任された事項。

（３）その他、役員会が特に必要と認めたこと。

（会費）

第10条　本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

（役員手当）

第11条　役員の年間手当は、総会の議決を経て別に定める。

（経費）

第12条　本会の運営に関する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

（会計年度）

第13条　会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（会計監査）

第14条　会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時に行うことができる。

２　監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附　則

　この規約は、令和　　年　　月　　日から実施する。